発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	- -
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥85,000
発行日	2015/7/30
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2022/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i)当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii)当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii)当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	•
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
転換が生じる場合	•
転換の範囲	-
転換の比率	-
転換に係る発行者の裁量の有無	•
転換に際して交付される資本調達手段の種類 転換に際して交付される資本調達手段の発行者	-
一 一 一 元本の削減に係る特約の有無	有
元本の削減が生じる場合	損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由が生じた場合
	全部削減または一部削減
元本回復特約の有無	有
その概要	損失吸収事由の発生により、本貸付の元金の一部の支払 債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じ た場合、当行が金融庁と協議の上決定する額について、本 貸付の元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 「元金回復事由」とは、元金回復特約に従い、元金の回復 がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率およ び単体普通株式等Tier1比率がいずれも十分高い水準に 維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた 上で、当行の完全な裁量により、本貸付の元金の支払債務 の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した 場合をいう。
1	/// H С 1 / O

残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
損失吸収事由に基づく債務免除	当行の連結普通株式等Tier1比率もしくは単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等において、本貸付の基準時元金額のうち連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも5.125%を上回ることとなるために必要な額として金融庁と協議の上決定する額を本貸付および各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、本貸付に係る按分額に相当する金額等および当該本貸付の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、当行は、当該元利金の支払債務を免除される。
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii)当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合しくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしく は民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命 令(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合 を含む。)がなされた場合、当行は、本貸付の元利金 の支払債務を全額免除される。
劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元 利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する 債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とす る条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時 支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発 生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づ く債権および本契約と実質的に同一の条件を付された 債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された 債権を除くすべての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	- -
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥85,000
発行日	2015/7/30
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2025/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i)当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii)当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii)当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	•
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
転換が生じる場合	-
転換の範囲	-
転換の比率	·
転換に係る発行者の裁量の有無 転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
転換に際して交付される資本調達手段の発行者	_
元本の削減に係る特約の有無	有
元本の削減が生じる場合	損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由が生じた場合
	全部削減または一部削減
元本回復特約の有無	有
その概要	損失吸収事由の発生により、本貸付の元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当行が金融庁と協議の上決定する額について、本貸付の元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。「元金回復事由」とは、元金回復特約に従い、元金の回復がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも十分高い水準に維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた上で、当行の完全な裁量により、本貸付の元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した
3	場合をいう。

残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
損失吸収事由に基づく債務免除	当行の連結普通株式等Tier1比率もしくは単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等において、本貸付の基準時元金額のうち連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも5.125%を上回ることとなるために必要な額として金融庁と協議の上決定する額を本貸付および各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、本貸付に係る按分額に相当する金額等および当該本貸付の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、当行は、当該元利金の支払債務を免除される。
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii)当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしく は民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命 令(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合 を含む。)がなされた場合、当行は、本貸付の元利金 の支払債務を全額免除される。
劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元 利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する 債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とす る条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時 支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発 生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づ く債権および本契約と実質的に同一の条件を付された 債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された 債権を除くすべての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥150,000
発行日	2017/1/25
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2026/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i)当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii)当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii)当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
転換が生じる場合	-
転換の範囲	-
転換の比率	-
転換に係る発行者の裁量の有無	-
転換に際して交付される資本調達手段の種類 転換に際して交付される資本調達手段の発行者	-
転換に除じて父的される資本調達于核の発行有 元本の削減に係る特約の有無	
二十の判決が生じて担合	損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由が生じた場合
元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
元本回復特約の有無	有
その概要	損失吸収事由の発生により、本貸付の元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当行が金融庁と協議の上決定する額について、本貸付の元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 「元金回復事由」とは、元金回復特約に従い、元金の回復がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも十分高い水準に維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた上で、当行の完全な裁量により、本貸付の元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した
	がなされた直後においても連結普並び単体普通株式等Tier1比率がいた 維持されることについて、予め金融上で、当行の完全な裁量により、本

残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
損失吸収事由に基づく債務免除	当行の連結普通株式等Tier1比率もしくは単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等において、本貸付の基準時元金額のうち連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも5.125%を上回ることとなるために必要な額として金融庁と協議の上決定する額を本貸付および各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、本貸付に係る按分額に相当する金額等および当該本貸付の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、当行は、当該元利金の支払債務を免除される。
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii)当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしく は民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命 令(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合 を含む。)がなされた場合、当行は、本貸付の元利金 の支払債務を全額免除される。
劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元 利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する 債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とす る条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時 支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発 生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づ く債権および本契約と実質的に同一の条件を付された 債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された 債権を除くすべての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥150,000
発行日	2017/12/19
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2027/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	元全茲重
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i)当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii)当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii)当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
転換が生じる場合	-
転換の範囲	-
転換の比率 転換に係る発行者の裁量の有無	-
転換に除る発行者の数量の有無 転換に際して交付される資本調達手段の種類	
転換に際して交付される資本調達手段の発行者	_
元本の削減に係る特約の有無	有
元本の削減が生じる場合	損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由が生じた場合
	全部削減または一部削減
元本回復特約の有無	有
その概要	損失吸収事由の発生により、本貸付の元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当行が金融庁と協議の上決定する額について、本貸付の元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。「元金回復事由」とは、元金回復特約に従い、元金の回復がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも十分高い水準に維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた上で、当行の完全な裁量により、本貸付の元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した
7	場合をいう。

残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
損失吸収事由に基づく債務免除	当行の連結普通株式等Tier1比率もしくは単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等において、本貸付の基準時元金額のうち連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも5.125%を上回ることとなるために必要な額として金融庁と協議の上決定する額を本貸付および各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、本貸付に係る按分額に相当する金額等および当該本貸付の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、当行は、当該元利金の支払債務を免除される。
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii)当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしく は民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命 令(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合 を含む。)がなされた場合、当行は、本貸付の元利金 の支払債務を全額免除される。
劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元 利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する 債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とす る条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時 支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発 生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づ く債権および本契約と実質的に同一の条件を付された 債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された 債権を除くすべての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥500,000
発行日	2018/3/14
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2028/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i)当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii)当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii)当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	•
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
転換が生じる場合	-
転換の範囲	-
転換の比率	-
転換に係る発行者の裁量の有無 転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
転換に際して交付される資本調達手段の発行者	_
元本の削減に係る特約の有無	有
元本の削減が生じる場合	損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由が生じた場合
	全部削減または一部削減
元本回復特約の有無	有
その概要	損失吸収事由の発生により、本貸付の元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当行が金融庁と協議の上決定する額について、本貸付の元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。「元金回復事由」とは、元金回復特約に従い、元金の回復がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも十分高い水準に維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた上で、当行の完全な裁量により、本貸付の元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した
0	場合をいう。

残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
損失吸収事由に基づく債務免除	当行の連結普通株式等Tier1比率もしくは単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合において、本貸付の基準時元金額のうち連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも5.125%を上回ることとなるために必要な額として金融庁と協議の上決定する額を本貸付および各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、本貸付に係る按分額に相当する金額等および当該本貸付の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、当行は、当該元利金の支払債務を免除される。
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii)当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしく は民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命 令(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合 を含む。)がなされた場合、当行は、本貸付の元利金 の支払債務を全額免除される。
劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元 利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する 債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とす る条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時 支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発 生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づ く債権および本契約と実質的に同一の条件を付された 債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された 債権を除くすべての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
雅刊名   識別のために付された番号、記号その他の符号	体式云红二并往久或钉
準拠法	日本法
中拠伝  自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	日本伝   株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	水八云牡ニガビ及駅门 永久劣後ローン
	1.1.5
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥85,000
発行日	2019/6/21
償還期限の有無	無
その日付	- -
償還等を可能とする特約の有無 ************************************	有
初回償還可能日及びその償還金額	2029/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定から変動
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i)当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii)当該利払日に支払われるその他Tierl資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii)当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tierl資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
転換が生じる場合	-
転換の範囲	-
転換の比率	-
転換に係る発行者の裁量の有無	-
転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
転換に際して交付される資本調達手段の発行者	•
元本の削減に係る特約の有無	有
元本の削減が生じる場合	損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由が生じた場合
	全部削減または一部削減
元本回復特約の有無	有
その概要	損失吸収事由の発生により、本貸付の元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当行が金融庁と協議の上決定する額について、本貸付の元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。「元金回復事由」とは、元金回復特約に従い、元金の回復がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも十分高い水準に維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた上で、当行の完全な裁量により、本貸付の元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した
	場合をいう。

残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
損失吸収事由に基づく債務免除	当行の連結普通株式等Tier1比率もしくは単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等において、本貸付の基準時元金額のうち連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも5.125%を上回ることとなるために必要な額として金融庁と協議の上決定する額を本貸付および各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、本貸付に係る按分額に相当する金額等および当該本貸付の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、当行は、当該元利金の支払債務を免除される。
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii)当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしく は民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命 令(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合 を含む。)がなされた場合、当行は、本貸付の元利金 の支払債務を全額免除される。
劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元 利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する 債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とす る条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時 支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発 生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づ く債権および本契約と実質的に同一の条件を付された 債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された 債権を除くすべての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	- -
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥100,000
発行日	2020/9/9
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2030/12/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i)当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii)当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii)当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
転換が生じる場合	-
転換の範囲	·
転換の比率 転換に係る発行者の裁量の有無	-
<ul><li>転換に除る先行者の数量の有無</li><li>転換に際して交付される資本調達手段の種類</li></ul>	_
転換に際して交付される資本調達手段の発行者	
元本の削減に係る特約の有無	有
元本の削減が生じる場合	損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由が生じた場合
元本の削減が生じる範囲	全部削減または一部削減
元本回復特約の有無	有
その概要	損失吸収事由の発生により、本貸付の元金の一部の支払 債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じ た場合、当行が金融庁と協議の上決定する額について、本 貸付の元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。 「元金回復事由」とは、元金回復特約に従い、元金の回復 がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率およ び単体普通株式等Tier1比率がいずれも十分高い水準に 維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた 上で、当行の完全な裁量により、本貸付の元金の支払債務 の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した
13	場合をいう。

残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
損失吸収事由に基づく債務免除	当行の連結普通株式等Tier1比率もしくは単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等において、本貸付の基準時元金額のうち連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも5.125%を上回ることとなるために必要な額として金融庁と協議の上決定する額を本貸付および各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、本貸付に係る按分額に相当する金額等および当該本貸付の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、当行は、当該元利金の支払債務を免除される。
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii)当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしく は民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命 令(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合 を含む。)がなされた場合、当行は、本貸付の元利金 の支払債務を全額免除される。
劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元 利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する 債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とす る条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時 支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発 生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づ く債権および本契約と実質的に同一の条件を付された 債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された 債権を除くすべての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	- -
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	永久劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥80,000
発行日	2022/1/27
償還期限の有無	無
その日付	-
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	2032/6/5
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、基準時元金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	初回償還可能日以降の各利払日
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	有
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	完全裁量
利払停止条項の概要	当行は、本貸付の利息の支払を行わないことが必要であるとその完全な裁量により判断する場合には、各利払日において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払を行わないことができる。また、各利払日において、(i)当該利払日に支払われる本貸付の利息の総額、(ii)当該利払日に支払われるその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額、ならびに(iii)当該利払日の属する事業年度の初日以後、当該利払日の前日までに支払われた本貸付およびその他Tier1資本調達手段の配当および利息の総額(分配可能額から既に控除されている金額を除く。)の合計額が、当該利払日における分配可能額を超えることとなる場合には、当行は、当該合計額が当該分配可能額を超える限度において、当該利払日に支払うべき利息の全部または一部の支払いを行うことができない。
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	•
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
転換が生じる場合	•
転換の範囲	-
転換の比率	·
転換に係る発行者の裁量の有無 転換に際して交付される資本調達手段の種類	-
転換に際して交付される資本調達手段の発行者	_
元本の削減に係る特約の有無	有
元本の削減が生じる場合	損失吸収事由、実質破綻事由、倒産手続開始事由が生じた場合
	全部削減または一部削減
元本回復特約の有無	有
その概要	損失吸収事由の発生により、本貸付の元金の一部の支払債務が免除されている場合において、元金回復事由が生じた場合、当行が金融庁と協議の上決定する額について、本貸付の元金の支払債務の免除の効力は将来に向かって消滅する。「元金回復事由」とは、元金回復特約に従い、元金の回復がなされた直後においても連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも十分高い水準に維持されることについて、予め金融庁長官の確認を受けた上で、当行の完全な裁量により、本貸付の元金の支払債務の免除の効力を将来に向かって消滅させることを決定した
15	場合をいう。

残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	期限付劣後債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
損失吸収事由に基づく債務免除	当行の連結普通株式等Tier1比率もしくは単体普通株式等Tier1比率が5.125%を下回った場合等において、本貸付の基準時元金額のうち連結普通株式等Tier1比率および単体普通株式等Tier1比率がいずれも5.125%を上回ることとなるために必要な額として金融庁と協議の上決定する額を本貸付および各損失吸収証券の基準時元金額で按分して算出される額のうち、本貸付に係る按分額に相当する金額等および当該本貸付の利息のうち当該金額の元金に応じた利息について、当行は、当該元利金の支払債務を免除される。
実質破綻事由に基づく債務免除	(i) 当行につき、業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがありもしくは預金等の払戻しを停止し、もしくはその財産をもって債務を完済することができない場合において、当行について預金保険法第102条第1項第2号に定める措置である第二号措置もしくは同項第3号に定める第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、または(ii)当行につきその財産をもって債務を完済することができないもしくはその事態が生じるおそれがある場合もしくは当行が債務の支払いを停止したもしくは停止するおそれがある場合において、当行について預金保険法第126条の2第1項第2号に定める措置である特定第二号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合、当行は、本貸付の元利金の支払債務を全額免除される。
倒産手続開始事由に基づく債務免除	当行について倒産手続開始、会社更生手続開始もしく は民事再生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命 令(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合 を含む。)がなされた場合、当行は、本貸付の元利金 の支払債務を全額免除される。
劣後特約の内容	当行について清算手続が開始された場合、本貸付の元 利金の支払請求権の効力は当該手続において優先する 債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とす る条件付債権となり、その停止条件成就の時に清算時 支払可能額を限度として元利金支払請求権の効力が発 生する。 「当該手続において優先する債権」とは本契約に基づ く債権および本契約と実質的に同一の条件を付された 債権もしくはこれに実質的に劣後する条件を付された 債権を除くすべての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	\$1,750
発行日	2014/4/2
償還期限の有無	有
その日付	2024/4/2
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	•
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥100,000
発行日	2014/9/12
償還期限の有無	有
その日付	2024/9/12
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す	=+ \l( \dot \)
る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁	土 目 シ 1
量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行	無
う蓋然性を高める特約の有無	, Th
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく	
は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手	一般債務
段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	Arm
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始
	の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる
	場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権 は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁
	済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、
	その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発
劣後特約の内容	生する。ただし、「当該手続において優先する債権」
	とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくは
	これに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開
	始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件
	と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一
	の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権 をいう。
	でパラ。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥3,000
発行日	2015/3/10
償還期限の有無	有
その日付	2025/3/10
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥5,000
発行日	2015/3/18
償還期限の有無	有
その日付	2025/3/18
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥5,000
発行日	2015/3/18
償還期限の有無	有
その日付	2025/3/18
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥10,000
発行日	2015/3/19
償還期限の有無	有
その日付	2030/3/19
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥42,000
発行日	2015/5/29
償還期限の有無	有
その日付	2025/5/29
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥33,000
発行日	2015/5/29
償還期限の有無	有
その日付	2030/5/29
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す	=+ \l( \dot \)
る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁	土 目 シ 1
量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行	無
う蓋然性を高める特約の有無	, Th
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく	
は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手	一般債務
段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	Arm
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始
	の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる
	場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権 は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁
	済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、
	その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発
劣後特約の内容	生する。ただし、「当該手続において優先する債権」
	とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくは
	これに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開
	始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件
	と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一
	の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権 をいう。
	でパラ。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥8,000
発行日	2015/6/25
償還期限の有無	有
その日付	2025/6/25
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥81,000
発行日	2015/9/28
償還期限の有無	有
その日付	2025/10/15
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥10,000
発行日	2016/2/18
償還期限の有無	有
その日付	2031/2/18
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥10,000
発行日	2016/6/3
償還期限の有無	有
その日付	2026/6/3
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥65,000
発行日	2016/6/13
償還期限の有無	有
その日付	2026/6/15
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す	=+ \(\lambda \). \(\lambda \).
る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁	土 目 シ 1
量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行	無
う蓋然性を高める特約の有無	<del>#</del>
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく	
は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手	一般債務
段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	free
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	•
	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始
	の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる
	場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権
	は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、
	存を受けたことを停止采件とする采件付負権となり、    その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発
劣後特約の内容	生する。ただし、「当該手続において優先する債権」
77 12 13/13/2/13/13	とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくは
	これに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開
	始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件
	と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一
	の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権
	をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥41,000
発行日	2016/9/12
償還期限の有無	有
その日付	2026/9/15
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	¥100,000
発行日	2018/3/16
償還期限の有無	有
その日付	2028/3/16
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す	=+ \(\lambda \tau_{\tau}\)
る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁	土 目 シ 1
量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行	無
う蓋然性を高める特約の有無	***
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく	
は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手	一般債務
段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	Arm
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始
	の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる
	場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権 は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁
	済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、
	その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発
劣後特約の内容	生する。ただし、「当該手続において優先する債権」
	とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくは
	これに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開
	始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件
	と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一
	の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権 をいう。
	でパラ。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	\$500
発行日	2019/9/17
償還期限の有無	有
その日付	2029/9/17
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
準拠法	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	\$850
発行日	2020/9/23
償還期限の有無	有
その日付	2030/9/23
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す	=+ \l( \dot \)
る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁	土 目 シ 1
量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行	無
う蓋然性を高める特約の有無	<del>////</del>
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	•
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく	
は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手	一般債務
段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	free
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	•
	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始
	の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる
	場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権
	は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、
	その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発
劣後特約の内容	生する。ただし、「当該手続において優先する債権」
	とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくは
	これに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開
	始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件
	と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一
	の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権 をいう。
	(でいり。

発行者	株式会社三井住友銀行
識別のために付された番号、記号その他の符号	-
<b>準拠法</b>	日本法
自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	株式会社三井住友銀行
銘柄、名称又は種類	劣後ローン
額面総額(単位:百万通貨単位)	\$850
発行日	2021/9/17
償還期限の有無	有
その日付	2041/9/17
償還等を可能とする特約の有無	有
初回償還可能日及びその償還金額	該当なし
特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由及び資本事由、額面金額
任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関す る概要	該当なし
剰余金の配当又は利息の支払	
配当率又は利率の種別	固定
配当等停止条項の有無	無
剰余金の配当又は利息の支払いの停止に係る発行者の裁 量の有無	裁量なし
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行 う蓋然性を高める特約の有無	無
未配当の剰余金又は未払いの利息に係る累積の有無	-
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無
元本の削減に係る特約の有無	有
残余財産の分配又は倒産手続きにおける債務の弁済若しく は変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手 段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	一般債務
非充足資本要件の有無	無
非充足資本要件の内容	-
劣後特約の内容	当行に対して破産、会社更生または民事再生手続開始の決定(外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合を含む。)がなされた場合、元利金支払請求権は、当該手続において優先する債権の全てが全額の弁済を受けたことを停止条件とする条件付債権となり、その停止条件成就の時に元利金支払請求権の効力が発生する。ただし、「当該手続において優先する債権」とは、本契約に基づく債権及び本特約と同一もしくはこれに劣後する条件を付された債権(民事再生手続開始が劣後事由に含まれていない点を除き本特約の条件と同一の条件を付された債権は、本特約の条件と同一の条件を付された債権とみなす。)を除く全ての債権をいう。